

【足立労働基準監督署長からのお知らせ 29.2月号】

ご安全に！

働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動

- Safe Work ADACHI・ARAKAWA -

 4th Stage

当署管内（足立区・荒川区）の労働災害の発生状況は年当初は順調に減少しておりましたが、12月末現在前年同期比5.1%の減少に留まり、死亡災害も3名となり昨年の2名を上回っています。

また、小売業、社会福祉施設、飲食店において増加している転倒や腰痛等の労働災害の減少を図るためには、多くの店舗を展開する企業本社、複数の社会福祉施設を展開する法人本部が主導して、店舗、施設の労働安全衛生活動について全社的に取り組むことが重要です。下記サイトでご紹介しております「チェックリスト」等活用のうえ積極的な労働災害防止活動をお願いします。

「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」特設サイト：<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjisangyo.html>

ご確認ください！

東京都地域別最低賃金932円（28.10.1より）



平成28年10月1日より、東京都地域別最低賃金は25円アップで**932円**に改正されました（参考：埼玉県地域別最低賃金845円（25円↑）、千葉県地域別最低賃金842円（25円↑））。

東京都内の事業場で働く全ての労働者の方に東京都地域別最低賃金が適用されます。たとえ埼玉県や千葉県に本社がある場合でも、東京都内の事業場（支店、営業所、店舗等）では、東京都地域別最低賃金が適用になります。また、高校生アルバイトや試みの使用期間の労働者の方にも適用されます。

過重労働
防止対策！

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導

昨年末の大手広告代理店での過労自殺に関する報道以来、各事業場のみなさまにこれまで以上に「過重労働防止対策」への取組をお願いしているところです。先般（29年1月17日）厚生労働省から「長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果」が公表されました。1か月当たり80時間を超える残業が行われた疑いのある事業場や、長時間労働による過労死などに関する労災請求があった事業場を対象とした全国の監督結果で、当署分も含まれています。過重労働防止対策への取組をお願いします。

【平成28年4月から9月までに実施した監督指導（長時間労働が疑われる事業場）結果のポイント】

- ①監督指導の実施事業場数 10,059 事業場（内 6,659 事業場（全体の66.2%）で労働基準法等の法令違反あり
- ②違反状況：違法な時間外・休日労働あり 4,416 事業場（43.9%）（内80時間超え/月 3,450 事業場（78.1%）
賃金不払残業があったもの 637 事業場（6.3%）（内80時間超え/月 400 事業場（62.8%）
過重労働による健康障害防止措置未実施 1,043 事業場（10.4%）
- ③健康障害防止に関する指導の状況（①の監督指導実施事業場の内、健康障害防止のため指導票を交付した事業場）
過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの 8,683 事業場（86.3%）
労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの 1,189 事業場（11.8%）

【家内労働委託状況届は4月30日までに：家内労働者へ仕事（内職等）を委託している事業主の方は毎年4月1日現在の家内労働者数等について、「委託状況届」を労基署に提出することが義務付けられています。お忘れなく！】

足立労基署からの情報は…

足立労働基準監督署からのお知らせ

検索